令和８年度 第１回

熊谷市男女共同参画審議会

議題２　令和７年度事業報告について

１　熊谷市男女共同参画審議会の開催

⑴　令和７年度第１回熊谷市男女共同参画審議会

日　　時　　令和７年５月２９日（木）　午前１０時３０分
場　　所　　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内　　容　　①　令和６年度事業報告について
②　令和７年度事業計画について
③　令和６年度男女共同参画推進センター利用状況について

⑵　令和７年度第２回熊谷市男女共同参画審議会

日　　時　　令和７年１０月１０日（金）　午前１０時３０分
場　　所　　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内　　容　　①　第２０回熊谷市男女共同参画推進表彰の被表彰者の選考について
②　第２次熊谷市男女共同参画推進計画くまがや男女共同参画推進プラン　令和６年度年次報告について

２　男女共同参画社会実現に向けた啓発事業

⑴　「第２０回熊谷市男女共同参画推進表彰」の実施

募集方法　　市報７月号及び市ホームページ掲載、チラシ配布等
表 彰 式　　令和７年１１月２２日（土・祝）
第４６回フォーラムくまがや２０２５
被表彰者　　①　社会福祉法人 熊北会 奈良保育園
②　医療法人 知世会 林眼科
③　有限会社オフィストゥーワン 代表取締役 植野智恵子

⑵　「第４６回フォーラムくまがや２０２５」の開催

日　　時　　令和７年１１月２２日（土・祝）　午後１時
場　　所　　熊谷市立文化センター文化会館
内　　容　　①　オープニングステージ
埼玉県立熊谷商業高等学校 バトン部
②　第２０回熊谷市男女共同参画推進表彰
③　講演　女性の仕事とアイデンティティー
講師：海原　純子　氏（医学博士・心療内科医・産業医）
参加者数　　３１７人

⑶ 「女(ひと)と男(ひと)のセミナー」の開催

日　　時　　令和７年５月２４日（土)、３１日（土）　午後１時３０分
場　　所　　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内　　容　　第１日　講座　～地図を使った防災対策～災害図上訓練（ＤＩＧ）を体験しましょう
　　第２日　～避難所運営の疑似体験～避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）
講　　師　　第１日　稲毛田　信夫　氏（埼玉県防災士会）
　　第２日　伊佐山　勉　氏（埼玉県防災士会）
参加者数　　延べ３８人（女性２６人、男性１２人）

⑷ 「男性セミナー」の開催

日　　時　　令和８年２月１日（日）　午前１０時
場　　所　　熊谷市スポーツ・文化村くまぴあ　人工芝グラウンド
内　　容　　親子サッカー教室
講　　師　　ちふれＡＳエルフェン埼玉
参加者数　　３６人（１８組・女性１０人、男性２６人）

⑸ 「男女共同参画に関する職員研修」の開催

日　　時　　令和７年１１月１１日（火）　午後２時１５分
場　　所　　熊谷市立商工会館大ホール
内　　容　　働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについて
講　　師　　幅崎　麻紀子　氏
　　（アール医療専門職大学リハビリテーション学部教授）
受講者数　　副課長相当職の職員６３人

⑹ 「男女共同参画講座配信事業」の実施

市内の団体（公民館、学校、ＰＴＡ等）へ配信
実施講座数　　９講座
参加者数　　５５１人（女性２７５人、男性２７６人）
※ 資料１－１（１５ページ）及び１－２（１６ページ）参照

⑺ 女(ひと)と男(ひと)の情報紙『ひまわり』の発行

発行部数　　各７１，０００部
配 布 先　　市内全戸、団体、公民館、市内企業（従業員数５０人以上)、医師会、歯科医師会等

① 第４０号

発 行 日　　令和７年９月１日
内　　容　　特集「ルッキズム」他

② 第４１号
発 行 日　令和８年３月１日
内　　容　特集「これらはすべてＤＶ（暴力）です」他

⑻ 「男女共同参画パネル展」の実施
Ｗｉｔｈ Ｙｏｕさいたまからの借用パネル
① 期　　間　令和７年５月１３日（水）～５月２４日（土）　（１２日間）
場　　所　熊谷市役所
展示内容　「“わたしの”防災対策」
② 期　　間　令和７年９月１３日（土）～９月２１日（日）　（９日間）
場　　所　男女共同参画推進センター「ハートピア」情報・交流スペース
展示内容　「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」

⑼ 「男女共同参画宣言都市懸垂幕」の掲出
期　　間　令和７年６月２日（月）～６月３０日（月）
場　　所　熊谷市役所

⑽ 「パープルライトアップ」の実施
期　　間　令和７年１１月１２日（水）～１１月２５日（火）
場　　所　熊谷駅正面口駅前広場
内　　容　パープルリボン（女性に対する暴力根絶のシンボル）をイメージした紫と白のグラデーションでライトアップ及びＰＲサイネージでの広報活動を実施。

⑾ 熊谷市男女共同参画推進庁内会議の開催
日　　時　令和７年１１月１１日（火）　午後２時
場　　所　熊谷市立商工会館大ホール
内　　容　① 審議会等の委員への女性登用率について
② 第２次熊谷市男女共同参画推進計画の進捗状況について
参加者数　副課長相当職の職員６３人

⑿ 市報への記事掲載
① お知らせ・イベント・催し等
・ＤＶ相談窓口　奇数月号
・女と男のセミナー参加者募集　４月号
・男女共同参画週間・男女共同参画パネル展　５月号
・熊谷市男女共同参画推進表彰候補者募集　７月号
・ステップアップセミナー参加者募集　８月号
・女性の参画状況　９月号

・情報紙「ひまわり」編集員募集　９月号
・フォーラムくまがや２０２５　１０月号
・ＤＶ相談機関　１１月号
・パープルライトアップ　１１月号
・埼玉県女性キャリアセンター出前セミナー参加者募集　１１月号
・パートタイム・有期雇用労働セミナー参加者募集　１２月号
・男女共同参画審議会委員募集　１２月号
・男性セミナー参加者募集　１月号

② まちフォト
・男女共同参画推進表彰　１月号

３　社会活動への参画促進事業

⑴ 主催事業

「ステップアップセミナー」の開催

日　　時　令和７年９月６日、１３日、２０日（土）　午後１時３０分
場　　所　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内　　容　第１回　表情筋を鍛えよう　～自信が持てる私へ～
　　第２回　パーソナルカラーを使って印象アップ
　　第３回　いまさら聞けないＩＴの基礎基本
　　～こわがらずにネットと上手につきあおう～
講　　師　第１回　大網　香苗　氏
　　第２回　大網　香苗　氏
　　第３回　大山　洋子　氏
参加者数　延べ７３人

⑵ 共催事業

① 「パートタイム・有期雇用労働セミナー」の開催（埼玉労働局との共催）

日　　時　令和８年１月１６日（金）　午後１時３０分
場　　所　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内　　容　「パートタイム・有期雇用　会社選定のポイント」
　　「知って役立つ労働法の基礎知識」
講　　師　熊谷公共職業安定所職員
　　埼玉労働局雇用環境・均等室職員
参加者数　２３人（女性２０人、男性３人）

② 「在宅ワーカー育成セミナー」の開催（埼玉県女性キャリアセンターとの共催）

日　　時　　令和７年１１月２６日（水）
場　　所　　オンライン開催
内　　容　　確定申告実践セミナー
講　　師　　中島　由雅　氏（税理士）
参加者数　　６７人

③ 「就職支援セミナー」の開催（埼玉県女性キャリアセンターとの共催）

日　　時　　第１日　令和７年１２月　１日（月）
　　第２日　令和７年１２月　５日（金）
　　第３日　令和７年１２月１７日（水）
場　　所　　オンライン開催
内　　容　　第１日　表情筋を鍛えよう　自信が持てるわたしへ
　　第２日　理想の関係を気づく会話術
　　第３日　求人票の見方
講　　師　　第１日　大網　香苗　氏
　　第２日　松澤　利栄子　氏
　　第３日　高原　朋美　氏
参加者数　　延べ３４２人

④ 「女性プチ起業支援セミナー（ＷＥＢセミナー）」の開催
（市企業活動支援課との共催）

ＷＥＢセミナー（Ｙｏｕ　Ｔｕｂｅ上での動画による講義）による開催
期　　間　　令和７年１０月２４日（金）～令和８年３月１３日（金）
内　　容　　「『プチ起業』の成功法」ほか全１０テーマ
講　　師　　上岡　実弥子　氏（中小企業診断士）他
参加者数　　９６人

⑶ 「くまがや共同参画を進める会」の支援

※ 資料２（１７ページ）参照

① 補助金の交付　１８万円
② 情報の提供・主催事業への参加
・情報紙「たより第４３号、第４４号」発行
・前期事業　令和７年１０月８日（火）
　視察研修　荻野吟子記念館・渋沢栄一記念館・塙保己一記念館
・後期事業　令和８年３月１８日（水）
　講　　演　犯罪被害に遭わないために私たちができること
　講　　師　埼玉県熊谷警察署生活安全課職員

⑷　審議会等委員への女性登用の推進状況調査実施及び登用促進
女性登用率２７．４％（令和７年４月１日現在）
※ 資料３（１８ページ）参照

⑸　女性人材リストの拡充

４　ＤＶ相談等への対応

配偶者等からの暴力被害に伴う夫婦間の問題など、男女共同参画社会の実現を拒む要因となる問題に関する悩みへの対応。

⑴　相談業務（年間）
①　相談　　１９３件　　４０１回
うちＤＶ相談　　１３０件　　３０２回
②　弁護士相談　　１３件（隔月、偶数月１回）
③　臨床心理士相談　　２件（月１回）
④　一時保護　　３件
⑤　住民基本台帳事務における支援措置　　４９件

⑵　配偶者暴力相談支援センター
配偶者暴力被害者保護に関する証明の交付件数　７人　１１件
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に関する保護命令　１件
（第１４条第２項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数）

⑶　熊谷市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議の開催
①　令和７年度第１回熊谷市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議
日　　時　　令和７年１１月７日（金）　午前１０時３０分
場　　所　　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内　　容　　・庁内連絡会議の役割について
・ＤＶ相談状況について
・相談マニュアルについて
参加者数　　１９人

②　令和７年度第２回熊谷市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議
日　　時　　令和８年２月２０日（金）　午後２時
場　　所　　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内　　容　　・熊谷警察署管内における相談状況
・男女共同参画室におけるＤＶ被害者への支援について
・居所情報保護のための支援について
参加者数　　１９人

⑷　ドメスティック・バイオレンス被害者等緊急一時避難支援事業の実施

ＤＶ被害者等の避難に柔軟に対応するため、平成２９年度から、一時的に避難するための費用を補助する支援制度を整備。

（対象者）市内に居住し、又は市内に避難してきた被害者等のうち、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

①　緊急かつ一時的な保護又は避難が必要と市長が認める者

②　一時的に避難するために要する費用を所持しておらず、かつ、近親者等からの金銭の援助が受けられない等、現に経済的に困窮している者

③　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第３条第１項及び第２項に規定する施設等において、一時保護を受けることができない者

補助件数　１件

⑸　ＤＶ相談窓口等の周知・啓発

市ホームページに、ＤＶ相談窓口について掲載

・ハートピア相談室（熊谷市配偶者暴力相談支援センター）

・ＤＶ相談プラス（内閣府設置メール等による２４時間相談受付）

・埼玉県配偶者暴力相談支援センター

・熊谷警察署生活安全課

５　関係機関主催事業及び研修会等への参加

・令和７年度女性支援・ＤＶ被害者支援担当者基礎研修
（埼玉県男女共同参画推進センター）　４月２４日・５月８日

・令和７年度第１回熊谷市福祉総合相談窓口連絡会議（熊谷市福祉総務課）　５月８日

・令和７年度男女共同参画・困難女性支援等担当課長会議
（埼玉県人権・男女共同参画課）オンライン形式　５月１５日

・令和７年度女性支援・ＤＶ被害者支援担当者基礎研修
（埼玉県男女共同参画推進センター）オンライン形式　５月２２日

・令和７年度女性支援・ＤＶ被害者支援担当者実務研修
（埼玉県男女共同参画推進センター）　６月１２日

・令和７年度熊谷市職員人権問題研修（熊谷市職員課）書面開催
８月１日～９月３０日

・令和７年度埼玉県女性相談支援員連絡会議（埼玉県男女共同参画推進センター）
８月７日

・令和７年度熊谷市要保護児童対策地域協議会第１回実務者会議（熊谷市こども課）
８月２０日

・令和７年度女性関連施設相談員・相談事業担当者研修
（独立行政法人国立女性教育会館）　オンライン形式　９月１日～９月１９日

・令和７年度ゲートキーパー養成講座（熊谷保健センター）　９月３０日

・第２８回人権教育･啓発リーダー研修（一般財団法人埼玉人権・同和センター）
１０月９日
・令和７年度全国女性相談支援員研究協議会（厚生労働省・大分県）オンライン配信
１１月１８日～１月５日
・ＤＶ防止フォーラム 2025at 埼玉会館（埼玉県男女共同参画推進センター）
１１月２０日
・令和７年度自殺未遂者対応研修会（熊谷保健センター）　１１月２１日
・令和７年度団体スタッフフォローアップ研修会（埼玉県人権・男女共同参画課）
動画配信　１２月２３日～２月６日
・令和７年度熊谷市要保護児童対策地域協議会第２回実務者会議（熊谷市こども課）
１月１４日
・第３回女性支援新法全国フォーラム（厚生労働省）オンライン配信　１月１６日
・令和７年度関東甲信越地区女性支援事業研究協議会（茨城県青少年家庭課）
オンライン形式　１月２２日
・令和７年度第２回埼玉県内市町村女性支援・配偶者暴力相談支援センター連絡会議
オンライン形式　２月５日
・令和７年度ＤＶ加害者対策研究会（埼玉県人権・男女共同参画課）
動画配信　２月１２日・３月２日・３月６日
・令和７年度埼玉県女性相談支援員連絡会議（埼玉県男女共同参画推進センター）
２月２６日

議題３　令和８年度事業計画（案）について

男女共同参画推進センター「ハートピア」を拠点施設として、女性も男性も、互いにその人権を尊重しつつ、責任をも分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を発揮することができる社会の実現に向けて、実効性のある施策を展開し、市民及び事業者に男女共同参画の意識を根付かせていくことを目指します。

１　熊谷市男女共同参画審議会の開催

⑴　令和８年度第１回熊谷市男女共同参画審議会

日　　時　　令和８年５月２８日（木）　午後４時
場　　所　　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内　　容　　①　令和７年度事業報告について
②　令和８年度事業計画について
③　男女共同参画推進センター利用状況について

⑵　令和８年度第２回熊谷市男女共同参画審議会

日　　時　　令和８年１０月予定
場　　所　　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内　　容　　①　第２１回熊谷市男女共同参画推進表彰の被表彰者の選考について
②　第２次熊谷市男女共同参画推進計画くまがや男女共同参画推進プラン　令和７年度年次報告について

２　男女共同参画社会実現に向けた啓発事業

⑴　「第４７回フォーラムくまがや２０２６の開催

日　　時　　令和８年１２月１２日（土）　午後１時
場　　所　　熊谷市立文化センター文化会館
内　　容　　①　アトラクション
②　第２１回熊谷市男女共同参画推進表彰
③　講演

⑵　「女（ひと）と男（ひと）のセミナー」の開催

日　　時　　令和８年６月６日、２０日（土）　午後１時３０分
場　　所　　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内　　容　　第１日　これからの人生を面白くする～毎日を楽しくするヒント～
第２日　これからの人生を面白がる～自分の中にある宝を掘り起こす～
講　　師　　鶴間　政行　氏（熊谷市出身放送作家）

⑶　「男性セミナー」の開催

時　　期　　令和９年３月予定
場　　所　　熊谷市スポーツ・文化村くまぴあ　アリーナ
内　　容　　未定
講　　師　　未定

⑷　「男女共同参画に関する職員研修」の開催

時　　期　　令和８年１０月１９日（月）　午後２時１０分
場　　所　　熊谷市役所会議室
内　　容　　ジェンダー主流化について
講　　師　　埼玉県人権・男女共同参画課職員

⑸　「男女共同参画講座配信事業」の実施

市内の団体（公民館、学校、ＰＴＡ等）へ配信
※ 資料４（１９ページ）参照

⑹　女(ひと)と男(ひと)の情報紙『ひまわり』の発行

発行部数　　各７０，５００部
配 布 先　　市内全戸、団体、公民館、市内企業（従業員数５０人以上）、医師会、歯科医師会等

①　第４２号
発 行 日　　令和８年９月１日
内　　容　　未定

②　第４３号
発 行 日　　令和９年３月１日
内　　容　　未定

⑺　「男女共同参画パネル展」の実施

①　期　　間　　令和８年６月２４日（火）～６月２９日（土）　（６日間）
場　　所　　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」
　　情報・交流スペース
展示内容　　「荻野吟子の生涯」（Ｗｉｔｈ　Ｙｏｕさいたまからパネル借用）

②　期　　間　　令和８年度後期　（１０日間程度）
場　　所　　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」
　　情報・交流スペース
展示内容　　未定

⑻　「パープルライトアップ」の実施

時　　期　　令和８年１１月１２日（木）～１１月２５日（水）

場　　所　　熊谷駅正面口駅前広場

内　　容　　パープルリボン（女性に対する暴力根絶のシンボル）をイメージした紫と白のグラデーションでライトアップ及びＰＲサイネージでの広報活動を実施。

⑼　市報掲載

①　お知らせ・イベント・催し等

・ＤＶ相談窓口	奇数月号
・女と男のセミナー参加者募集	５月号
・男女共同参画週間・男女共同参画パネル展	６月号
・熊谷市男女共同参画推進表彰候補者募集	７月号
・ステップアップセミナー参加者募集	８月号
・女性の参画状況	９月号
・埼玉県荻野吟子賞候補者募集	９月号
・男女共同参画パネル展	９月号
・情報紙「ひまわり」編集員募集	９月号
・フォーラムくまがや２０２６	１０月号・１１月号
・市民協働「熊谷の力」荻野吟子顕彰事業	１０月号・１１月号
・ＤＶ相談機関	１１月号
・パープルライトアップ	１１月号
・埼玉県女性キャリアセンター出前セミナー参加者募集	１１月号
・パートタイム・有期雇用労働セミナー参加者募集	１２月号
・男性セミナー参加者募集	１月号

②　まちフォト

・男女共同参画推進表彰	２月号

３　社会活動への参画促進事業

⑴　主催事業

「ステップアップセミナー」の開催

時　　期　　令和８年９月予定

場　　所　　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室

内　　容　　未定

講　　師　　未定

⑵　共催事業

①　「パートタイム・有期雇用労働セミナー」の開催（埼玉労働局との共催）

時　　期　　令和９年１月１５日（金）
場　　所　　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内　　容　　「パートタイム・有期雇用で働くときに、知っておきたい重要ポイント」他
講　　師　　埼玉労働局職員

②　「就職支援セミナー」の開催（埼玉県女性キャリアセンターとの共催）

時　　期　　令和８年１２月予定
場　　所　　熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内　　容　　未定
講　　師　　未定

③　「女性プチ起業支援セミナー（ＷＥＢセミナー)」の開催
（市企業活動支援課との共催）
ＷＥＢセミナー（Ｙｏｕ　Ｔｕｂｅ上での動画による講義）による開催

時　　期　　未定
内　　容　　未定
講　　師　　未定

⑶　「くまがや共同参画を進める会」の支援

①　補助金の交付
②　情報の提供・主催事業への参加
・情報紙「たより第４５号、第４６号」発行
③　市民協働「熊谷の力」荻野吟子顕彰事業の支援

⑷　審議会等委員への女性登用の推進

⑸　女性人材リストの拡充

４　ＤＶ相談等への対応

配偶者等からの暴力（ＤＶ）を中心とする暴力被害に伴う夫婦間の問題など、男女共同参画社会の実現を阻む要因となる問題に関する悩みへの対応。

⑴　相談業務（年間）

①　ＤＶ相談
月曜日～金曜日及び第１・第３土曜日（祝日、年末年始を除く。）
午前９時～午後５時１５分
女性相談支援員による対応

②　弁護士による相談（予約制）
２か月に１回　１時間３０分（３０分×３件）
午前１０時～午前１１時３０分

③　公認心理師による相談（予約制）
毎月１回　午前９時～午後４時

④　保健師による相談（予約制）
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
午前９時～午後３時

⑵　配偶者暴力相談支援センター
配偶者暴力被害者保護に関する証明の交付

⑶　ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議の開催
時　　期　　令和８年５月２０日（水）　午前１０時
場　　所　　熊谷市役所会議室
内　　容　　・複数の部署に及ぶ相談の対応について
・電子化にともなう相談記録の決裁と保管方法について
・ＤＶ相談窓口案内カードと生理用品の設置について

５　関係機関主催事業及び研修会等への参加

令和７年度同様、関係機関主催事業及び研修会等への参加を予定。

令和7年度　男女共同参画推進センター会議室　利用状況

令和8年3月31日 現在

	年・月	利用可能日数	利用日数	利用率	利用可能回数	利用回数	稼動率	利用金額（円）	市内回数	市外回数	営業無回数	営業回数	取消		プロジェクター 回数
													件数	納付額（円）	
会議室	R7.4	30	23	76.7%	90	42	46.7%	259,150	33	9	42	0	0	0	7
	5	31	18	58.1%	93	37	39.8%	204,400	32	5	37	0	0	0	14
	6	30	23	76.7%	90	41	45.6%	283,100	31	10	38	3	3	0	17
	7	31	24	77.4%	93	60	64.5%	368,100	55	5	58	2	0	0	5
	8	31	19	61.3%	93	35	37.6%	228,800	26	9	32	3	0	0	21
	9	30	24	80.0%	90	44	48.9%	251,400	34	10	39	5	1	0	17
	10	31	25	80.6%	93	67	72.0%	153,850	57	10	67	0	0	0	11
	11	30	25	83.3%	90	47	52.2%	336,100	27	20	41	6	3	0	18
	12	28	21	75.0%	84	40	47.6%	265,600	29	11	38	2	0	0	20
	R8.1	28	19	67.9%	84	35	41.7%	216,850	28	7	34	1	5	0	12
	2	28	22	78.6%	84	43	51.2%	253,000	40	3	39	4	0	0	16
	3	31	25	80.6%	93	41	44.1%	262,100	30	11	36	5	2	0	17
	計	**359**	**268**	**74.7%**	**1,077**	**532**	**49.4%**	**3,082,450**	**422**	**110**	**501**	**31**	**14**	**0**	**175**

※ 利用金額は、調定額・収入済額とは異なります。

令和7年度　熊谷市男女共同参画講座　実施状況（実施順）

令和8年3月31日現在

実施順	開催日	曜日	時間	申込者・催しの名称	開催場所	講師（数字は累次回数）		講座No.	謝金（円）	謝金支払	参加者人数		
											女	男	合計
1	令和7年10月17日	金	10:00～11:30	男沼公民館 ヨガで心も身体も健康に！ みんな大丈夫！やさしいヨガ講座	男沼公民館	根岸　智子	①	19	16,000	主催者 市男女	16	5	21
2	令和7年12月1日	月	14:00～14:50	奈良中学校 （1年生　性教育講演会）	奈良中学校	熊谷地区助産師会 （中島　桂子）	①	4	16,000	主催者 市男女	18	23	41
3	令和7年12月9日	火	13:30～15:00	桜木公民館 ヨガで心も身体も健康に！ みんな大丈夫！やさしいヨガ講座	桜木公民館	根岸　智子	②	19	16,000	主催者 市男女	9	1	10
4	令和7年12月11日	木	13:40～15:10	三尻中学校 （1年生　性教育講演会）	三尻中学校	熊谷地区助産師会 （中島　桂子）	②	4	16,000	主催者 市男女	74	77	151
5	令和8年1月23日	金	13:55～15:30	妻沼西中学校 （1年生　性教育講演会）	妻沼西中学校	熊谷地区助産師会 （中島　桂子）	③	4	16,000	主催者 市男女	27	28	55
6	令和8年1月29日	木	13:30～14:30	別府中学校 （1年生　性教育講演会）	別府中学校	熊谷地区助産師会 （中島　桂子）	④	4	16,000	主催者 市男女	35	36	71
7	令和8年1月30日	金	13:20～14:05	吉見小学校 （6年生　性教育講演会）	吉見小学校	熊谷地区助産師会 （江森　徳子）	⑤	4	16,000	主催者	22	18	40
8	令和8年2月17日	火	14:00～15:00	熊谷東中学校 （1年生　性教育講演会）	熊谷東中学校	熊谷地区助産師会 （中島　桂子）	⑥	4	16,000	主催者 市男女	55	58	113
9	令和8年3月6日	金	14:05～15:30	大麻生中学校 （2年生　性教育講演会）	大麻生中学校	熊谷地区助産師会 （中島　桂子）	⑦	4	16,000	主催者 市男女	19	30	49
										参加者人数合計	275	276	551

資料１－１

資料１－２

令和７年度　男女共同参画講座配信事業　講座メニュー

No.	テ　　ー　　マ	講　　師	
1	郷土の偉人　荻野吟子	立正大学教授 志　村　　聡　子	
2	幼稚園・保育所・認定こども園について ー歴史と現状から考えるー	立正大学教授 志　村　　聡　子	
3	時代を先駆ける女子教育の先導者、津田梅子	女性史研究家 山　内　　恵	
4	生きていくためにとても大切な性教育 ～小さなころから、明るく、楽しく、正しく教えましょう～	熊谷地区助産師会	
5	スキンシップで楽しい子育て ～ベビーマッサージをしながら、子育てを語り合いましょう～	熊谷地区助産師会	
6	孫育て講座	熊谷地区助産師会	
7	更年期イキイキ講座　ーこころとからだのトリセツー	熊谷地区助産師会	
8	社会の宝として子どもを育てる ～子育ては親だけのもの？～	埼玉県家庭教育アドバイザー	*
9	働きながらの子育て	埼玉県家庭教育アドバイザー	*
10	男女共同参画基礎講座 ～あらゆる場面にジェンダーの視点を～（埼玉県・県政出前講座）	埼玉県男女共同参画推進センター （Ｗｉｔｈ Ｙｏｕ さいたま）	*
11	災害・防災と男女共同参画（埼玉県・県政出前講座）	埼玉県男女共同参画推進センター （Ｗｉｔｈ Ｙｏｕ さいたま）	*
12	知っていますか？デートＤＶ（埼玉県・県政出前講座）	埼玉県男女共同参画推進センター （Ｗｉｔｈ Ｙｏｕ さいたま）	*
13	おひとり様の老後	弁　護　士 野　村　恵　子	
14	知っておきたい税金の話 ～暮らしに役立つ税金の知識～	税　理　士 藤　野　佳　子	
15	知っておきたい相続の話 ～暮らしに役立つ相続の知識～	税　理　士 藤　野　佳　子	
16	年金について学ぼう ～今、問題になっていること～	特定社会保険労務士　木村　美知子 社会保険労務士　　山田　裕美	
17	職場のハラスメント	弁　護　士 野　村　恵　子	
18	ポイントをつかんで３分間で元気いっぱい！ 基礎からラジオ体操講座	フリーアナウンサー／ヨガインストラクター ラジオ体操指導員　根岸　智子	
19	ヨガで心も身体も健康に！みんな大丈夫！やさしいヨガ講座	フリーアナウンサー／ヨガインストラクター ラジオ体操指導員　根岸　智子	

・テーマ・内容等を一部変更した講座があります。
・講座の開催可能時間帯は原則として月曜日から金曜日(年末年始及び祝日を除く。)の９時から１７時までです。
　ただし、＊が付いているものについては、それ以外のご要望の相談に応じます。
　また、１回の講座の開催時間は、２時間までです。

資料2

令和７年度くまがや共同参画を進める会事業報告

月	日	曜日	事　業	場　　所　　等	内　　容
4	25	金	役員会① 理事会①	男女共同参画推進 センター「ハートピア」 情報スペース・会議室	令和7年度総会・担当グループについて 前期事業について 「たより43号」について フォーラムくまがや2025の講師について
5	28	水	総会	男女共同参画推進 センター「ハートピア」 会議室	第1部　令和7年度総会 ・令和6年度事業報告・歳入歳出決算報告 ・令和7年度事業計画（案）・歳入歳出予算（案） 第2部　講演会 ・演題「不屈の精神で女医の扉を開き、 女性解放運動家としても活躍した荻野吟子」 講師　NPO法人めぬまガイドボランティア 阿うんの会　代表理事　増田　哲也　氏
7	4	水	役員会② 理事会②	男女共同参画推進 センター「ハートピア」 情報スペース・会議室	前期事業について フォーラムくまがや2025について 「たより43号」について 荻野吟子顕彰事業について
8	20	水	会報発行		「たより第43号」発行
9	24	水	役員会③ 理事会③	男女共同参画推進 センター「ハートピア」 情報スペース・会議室	フォーラムくまがや2025について 「たより第44号」について 荻野吟子顕彰事業について
10	8	水	前期事業	荻野吟子記念館 渋沢栄一記念館 塙保己一記念館	視察研修　借上バス利用 参加者27名、事務局1名
11	22	土	フォーラム くまがや	熊谷市立文化センター文化会館	第46回フォーラムくまがや2025 男女共同参画推進表彰 オープニングアトラクション　埼玉県立熊谷商業高校バトン部 講演「女性の仕事とアイデンティティー」 講師　海原 純子　氏（医学博士・心療内科医・産業医）
12	5	金	役員会④ 理事会④	男女共同参画推進 センター「ハートピア」 情報スペース・会議室	フォーラムくまがや2025について 前期事業について 後期事業について 令和８年度総会について 「たより第44号」について 荻野吟子顕彰事業について
3	13	金	役員会⑤ 理事会⑤	男女共同参画推進 センター「ハートピア」 情報スペース・会議室	役員の改選について 令和8年度総会・事業について フォーラムくまがや2026について 「たより第44号」について 荻野吟子顕彰事業について
3	18	水	後期事業	男女共同参画推進 センター「ハートピア」 情報スペース・会議室	講演　「犯罪被害に遭わないために私たちができること」 講師　埼玉県熊谷警察署生活安全課職員
3	20	金	会報発行		「たより第44号」発行

審議会等の委員への女性登用率の推移

熊谷市の目標値
40%

埼玉県の目標値 （目標年度）
42%（R8年度末）

基準日	法律・条例に基づく附属機関、並びに法律に基づく委員会及び委員における女性の登用率 （休止中の機関は含まない。）			
	熊谷市 （女性の委員数/委員総数）	県内市町村	熊谷市の順位 （県内40市中）	埼玉県
R3．4．1	27．8% （161/579）	28．5%（※28．6%）	23位	39．3%
R4．4．1	29．7% （174/586）	28．8%（※28．9%）	18位	40．2%
R5．4．1	28．1% （166/590）	29．3%（※29．4%）	27位	41．4%
R6．4．1	26．8% （152/568）	29．4%（※29．5%）	32位	45．0%
R7．4．1	27．4% （151/552）	30．1%（※30．2%）	31位	47．2%

※県内市町村の登用率（ ）は広域圏で設置している審議会等を含む登用率。（埼玉県男女共同参画課年次報告）

資料４

令和８年度　男女共同参画講座配信事業　講座メニュー

No.	テ　ー　マ	講　師
1	郷土の偉人　荻野吟子	立正大学教授 志　村　聡　子
2	幼稚園・保育所・認定こども園について ー歴史と現状から考えるー	立正大学教授 志　村　聡　子
3	時代を先駆ける女子教育の先導者、津田梅子	女性史研究家 山　内　恵
4	メディアリテラシーを育てるために ～情報化時代を生きぬく～	女性史研究家 山　内　恵
5	生きていくためにとても大切な性教育 ～小さなころから、明るく、楽しく、正しく伝えましょう～	くまがや助産師会
6	スキンシップで楽しい子育て ～ベビーマッサージをしながら、子育てを語り合いましょう～	くまがや助産師会
7	孫育て講座	くまがや助産師会
8	更年期イキイキ講座　ーこころとからだのトリセツー	くまがや助産師会
9	社会の宝として子どもを育てる ～子育ては親だけのもの？～	埼玉県家庭教育アドバイザー
10	働きながらの子育て	埼玉県家庭教育アドバイザー
11	男女共同参画基礎講座 ～あらゆる場面にジェンダーの視点を～（埼玉県・県政出前講座）	埼玉県男女共同参画推進センター （Ｗｉｔｈ Ｙｏｕ さいたま）
12	災害・防災と男女共同参画（埼玉県・県政出前講座）	埼玉県男女共同参画推進センター （Ｗｉｔｈ Ｙｏｕ さいたま）
13	知っていますか？デートＤＶ（埼玉県・県政出前講座）	埼玉県男女共同参画推進センター （Ｗｉｔｈ Ｙｏｕ さいたま）
14	おひとり様の老後	弁　護　士 野　村　恵　子
15	年金について学ぼう ～今、問題になっていること～	特定社会保険労務士　木村　美知子 社会保険労務士　山田　裕美
16	職場のハラスメント	弁　護　士 野　村　恵　子
17	ポイントをつかんで３分間で元気いっぱい！ 基礎からラジオ体操講座	フリーアナウンサー／ヨガインストラクター ラジオ体操指導員　根岸　智子
18	ヨガで心も身体も健康に！みんな大丈夫！やさしいヨガ講座	フリーアナウンサー／ヨガインストラクター ラジオ体操指導員　根岸　智子
19	外国人と共生する地域づくり	行政書士 針ヶ谷法務事務所 特定行政書士　針　ヶ　谷　諭
20	水環境から考える持続可能な暮らしと地域社会	針ヶ谷技術士事務所 技術士　針　ヶ　谷　諭

- テーマ・内容等を一部変更した講座があります。
- 講座の開催可能時間帯は原則として月曜日から金曜日(年末年始及び祝日を除く。)の９時から１７時までです。
  また、１回の講座の開催時間は、２時間までです。

熊谷市男女共同参画推進条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 130 号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、国内における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等に対する暴力が社会問題化するなど、真の男女平等を達成するには多くの課題が残されている。

少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に変化している中で、私たちのまち「くまがや」が、将来にわたって豊かで活力ある都市として発展を続けるためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策等について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（２）　積極的格差是正措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（３）　事業者　市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

２　男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3　男女共同参画の推進は、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
4　男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
5　男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解して行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
2　市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
3　市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第７条　何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。
2　何人も、あらゆる場において、性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為を行ってはならない。
3　何人も、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第８条　何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び配偶者に対する暴力等を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

（基本計画）

第９条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
2　市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くとともに、熊谷市男女共同参画審議会に諮問するものとする。
3　市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
4　前２項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（市の施策）

第 10 条　市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。

（1） 男女共同参画に関する広報啓発活動を充実し、市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずること。

（2） 配偶者に対する暴力等を防止し、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。

（3） 家族を構成する男女が共に家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うこと。

（4） 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じる場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置を講ずること。

（5） 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図ること。

（6） 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

（7） 男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に実施している市民及び事業者の表彰等を行うこと。

（8） 男女共同参画に関する情報の収集及び調査研究を行うこと。

（相談）

第 11 条　市は、性別による差別的な取扱い等に関し、市民及び事業者から相談があった場合には、適切に対応するものとする。

（拠点施設の設置）

第 12 条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設を設置するものとする。

（熊谷市男女共同参画審議会）

第 13 条　男女共同参画を推進するため、熊谷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1） 市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、答申すること。

（2） 男女共同参画の推進に関する施策について、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を述べること。

3　審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 学識経験者

（2） 関係団体の代表者

（3） 関係行政機関の職員

（4） 公募による市民

５　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（年次報告）

第 14 条　市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

（委任）

第 15 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

熊谷市男女共同参画審議会規則

平成１７年１０月１日
規則第８１号

（趣旨）

第１条　この規則は、熊谷市男女共同参画推進条例（平成１７年条例第１３０号）第１３条第１項の規定に基づき設置された熊谷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第３条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第４条　審議会の庶務は、市民部男女共同参画室において処理する。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。

熊谷市女性活躍推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第２３条第１項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するに当たり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、熊谷市女性活躍推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

⑴　女性の活躍の推進に関すること。

⑵　前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　協議会の委員は、１５人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

⑴　学識経験者

⑵　関係団体の代表者

⑶　関係行政機関の職員

⑷　公募による市民

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

（関係者の出席）

第７条　協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

２　第４条の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の任期は平成３０年３月３１日までとする。